

平成 26 年 6 月 11 日

【照会先】

医薬食品局監視指導・麻薬対策課

課長補佐 濱岡 学 (内線 2779)

専門官 安部 彬 (内線 2776)

(代表電話) 03(5253)1111

(直通電話) 03(3595)2436

報道関係者 各位

新たに 8 物質を指定薬物に指定する省令を公布しました

厚生労働省は、本日付けで別紙の 8 物質を新たに「指定薬物」(※1)として指定する省令(※2)を公布し、7 月 11 日に施行することとしましたのでお知らせします。

新たに指定された 8 物質は、今年 3 月 25 日の薬事・食品衛生審議会薬事分科会指定薬物部会において、指定薬物とすることが適当とされた物質です。

施行後は、これらの物質とこれらの物質を含む製品について、医療等の用途以外の目的での製造、輸入、販売、所持、使用等が禁止されます。

- ※1 厚生労働大臣は、中枢神経系への作用を有する蓋然性が高く、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれのある物を「指定薬物」として指定する(薬事法第 2 条第 14 項)。指定薬物は、製造、輸入、所持、使用等が禁止されている(罰則：3 年以下の懲役または 300 万円以下の罰金。業としての場合は 5 年以下の懲役または 500 万円以下の罰金)。
- ※2 薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令(平成 26 年厚生労働省令第 68 号)

(別紙)

新たに指定された指定薬物の名称

- [物質1] 省令名：N-(1-アミノ-3,3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-ペンチル-1H-インダゾール-3-カルボキサミド
通称等：ADB-PINACA
- [物質2] 省令名：N-(1-アミノ-3-メチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-(5-フルオロペンチル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド
通称等：5-Fluoro-AB-PINACA
- [物質3] 省令名：キノリン-8-イル-1-(4-フルオロベンジル)-1H-インドール-3-カルボキシラート
通称等：FUB-PB-22
- [物質4] 省令名：2-(2,5-ジメトキシ-4-ニトロフェニル)エタンアミン
通称等：2C-N
- [物質5] 省令名：(2,2,3,3-テトラメチルシクロプロパン-1-イル)[1-(4,4,4-トリフルオロブチル)-1H-インドール-3-イル]メタン
通称等：XLR-12
- [物質6] 省令名：N-(1-フェネチルピペリジン-4-イル)-N-フェニルアセトアミド
通称等：Acetylfentanyl
- [物質7] 省令名：1-(5-フルオロペンチル)-N-(ナフタレン-1-イル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド
通称等：5-Fluoro-MN-18、5-Fluoro-NNE1 indazole analog
- [物質8] 省令名：1-[(3-メチルフェニル)メチル]ピペラジン
通称等：1-(3-Methylbenzyl)piperazine